

隊員の服務に関する個別命令に関する通達

昭和 36 年 5 月 4 日  
陸幕発 1 第 143 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官  
各方面総監  
各部隊長  
各機関の長  
殿

陸上幕僚長の命により  
総務課長

(例規 21)

隊員の服務に関する個別命令に関する通達  
標記の件、隊員の服務に関する個別命令について、(人発 1 第 53 号) のとおり定められたので通達する。

別紙  
人発1第53号  
36.3.31  
一部改正 防人計第354号  
19.1.9

各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
各附属機関の長

人事局長

### 隊員の服務に関する個別命令

隊員の服務に関する個別命令については、文書による場合は、下記の書式により処理されたい。

#### 記

#### 1 臨時勤務又は臨時乗組

「何々のため平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日までの間(部隊等名)に臨時勤務(臨時乗組)せよ

階級氏名」

注 臨時勤務又は臨時乗組の期間を変更する必要がある場合は、次例による。

「臨時勤務(臨時乗組)の期間は平成 年 月 日までとする。

階級氏名」

注 必要により所属先、異動完了日を記入する。

#### 2 勤務停止

「自衛隊法施行規則第72条第1項の規定により平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日までの間勤務を停止する

階級(官名)氏名」

注 勤務停止の期間を変更する必要がある場合は、次例による。

「勤務停止の期間は平成 年 月 日までとする

階級(官名)氏名」

#### 3 停職中の職務従事

「自衛隊法第47条第2項の規定により平成 年 月 日から平成 年(同年) 月 日までの間職務に従事せよ

階級(官名)氏名」

#### 4 居住場所の指定

「営舎外居住を許可する	階 級	氏 名
「営舎外居住の許可を取り消す	階 級	氏 名
「営舎外居住に指定する	階 級	氏 名
「営舎外居住の指定を取り消す	階 級	氏 名
「営舎内居住を命ずる（解く）	階 級	氏 名

注 必要により期間、所属先、指定居住場所を記入する。

#### 5 職務の付加

隊員に対し補職発令により定められた職務に関連して部内限りの委員会等の委員、検査官、審査官、懲戒補佐官、会計法規上の職務等をあわせて担任させる必要があるときは、次による。ただし、隊員がある職に補されたときは、法令又は訓令の規定により当然に一定の職務が付加されるものと定められている場合及び隊員が他の部隊等に補職替えされた場合は、あえて命免を要しない扱いとする。

「懲戒補佐官に指定する	階 級（官 名）	氏 名
「懲戒補佐官を解く	階 級（官 名）	氏 名

#### 6 幹部勤務

「幹部勤務に指定する	1 等空曹	氏 名
------------	-------	-----

#### 7 空挺訓練生、艀装員、救難降下員等の指定

「空挺訓練生に指定する	階 級	氏 名
「救難降下員の指定を取り消す	階 級	氏 名